

第4期流山市地域福祉計画（素案）に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

第4期流山市地域福祉計画（素案）についての意見の募集

2 目的

この要領は、第4期流山市地域福祉計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

流山市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される法定計画で、令和4年度から令和8年度の5か年を計画単位とし、高齢者支援計画、障害者計画、子どもをみんなで育む計画などの個別計画の上位計画として、今後の福祉関連施策の方向性、基本方針を定めるものです。

4 計画案

別紙のとおりです。

5 計画（案）の公表方法

（1）閲覧場所

社会福祉課（市役所第2庁舎1階）、子ども家庭課（市役所第2庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、保健センター、各福社会館、高齢者福祉センター森の倶楽部、児童発達支援センター、各児童館・児童センター、各高齢者なんでも相談室、ケアセンター、流山市くらしサポートセンターユーマット、各障害者相談支援事業委託事業所

（2）市ホームページ

トップページ>市政情報>市への意見・提案・パブリックコメント手続

6 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

7 意見の募集期間

令和3年11月22日（月）～令和3年12月21日（火）【必着】

8 意見の提出方法

別紙様式（任意の様式も可）に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を御持参ください。

9 その他

- (1) 御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
- (2) 電話、口頭などによる「8 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

10 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室

電話 04（7150）6079 FAX 04（7158）2727

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp